

第11回

松浦地域合併協議会会議録



日 時： 平成17年3月30日 （水） 14時00分

場 所： 松浦市生涯学習センター ホール

第11回松浦地域合併協議会

開会年月日 及び時間	平成17年3月30日(水)				開会時刻	14時00分
					閉会時刻	15時16分
会議の場所	松浦市生涯学習センター ホール					
出席した 委員 30名中 25名出席	会長	吉山 康幸	副会長	松永 茂治	委員	志水 勝輔
	委員	宮本 正則	委員	椎山 賢治	委員	寺澤 優國
	委員	松瀬 輝治	委員	友田 吉泰	委員	志水 正司
	委員	岡本 哲夫	委員	松本 國茂	委員	田島 忠志
	委員	村田 末廣	委員	金内 武久	委員	武尾 嘉明
	委員	池水 英比古	委員	日高 雅之	委員	太田 末男
	委員	山口 芳正	委員	永田 俊子	委員	井筒 清治
	委員	廣瀬 茂好	委員	森 眞一	委員	吉井 重忠
	委員	大畑 安盛				
欠席した委員 5名欠席	委員	村上 公幸	委員	福村 邦廣	委員	田中 まゆみ
	委員	前田 次男	委員	村田 茂實		
規約第10条第4 項の規定により出 席した者の職名 6名出席	幹事長	友・ 郁洋	副幹事長	坂井 秀敏	副幹事長	金井田豊秀
	幹事	山崎 薫	幹事	末永 悦二	幹事	斉藤 誠
職務のため 会議に出席した 者の職名	事務局長	大久保 整	事務局次長	丸形 啓二	事務局職員	瀬戸 守
	事務局職員	鴨川 聡	事務局職員	出口 義之	事務局職員	宮本 一樹
	事務局職員	嘉松 正仁				
協議事項	別紙のとおり					
会議の内容	別紙のとおり					

第11回松浦地域合併協議会会議次第

【日時】平成17年3月30日(水)14時～

【場所】松浦市生涯学習センター(きらきら21)

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

【報告事項】

* 報告第1号(協定項目7号)新市建設計画の作成に関する事

【議決事項】

* 議案第1号 平成17年度合併協議会会計予算について

【協議事項】

* 協議第52号 今後の協議会の進め方について

* 協議第53号(協定項目18号)各市町の慣行の取扱いに関する事
(「市章」の選定について)

4. その他

5. 閉会

午後2時 開会

大久保事務局長

ただ今から第11回松浦地域合併協議会を開催いたします。

開会にあたりまして、吉山会長がごあいさつを申し上げます。

吉山会長

皆様今日は、桜の便りが手の届くような時節となりました。合併協定調印以来、久方の協議会の開催となりましたが、開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、委員の皆様方には、年度末の極めて多忙な折にお出向きをいただいております。まずは、心から感謝を申し上げる次第でございます。

ここで、まず皆様方に御報告を申し上げておきたいと存じますが、協議会の委員として御同席を続けていただいております県北振興局の村上局長さんが、このたびの長崎県の人事異動によりまして県民生活環境部長に御就任なされ、これまで合併問題を始め、県北地域の行政全般にわたり、御指導、御鞭撻を賜ったところでございまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。本日は御欠席でございますけれども、これからの御活躍をお祈り申し上げます。ということで、よろしくお伝えのほどお願いいたします。

さて、皆様に御同席いただきました2月24日の合併協定調印式を受けまして、3月4日に1市2町一斉に議会を開催し、合併関連議案をすべての議会で御議決いただきました。

それぞれの市町の議会おかれましては、松浦地域の将来を見据えた御英断を賜りましたことに、この場をおかりいたしまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

この議決を受けまして、去る3月17日には1市2町の首長、議長そろって県庁へ出向き、金子知事に廃置分合申請書を提出してまいりました。県におかれましては、迅速な対応をしていただくことになりまして、明後日になりますが、4月1日には臨時県議会を開催され、当地域を含む県下7地域の合併議案の審議をなされる予定と聞いております。

県議会の議決を受けますと、知事の廃置分合の決定がなされ、総務省に届け出られて、5月ごろには総務大臣による官報の告示がなされ、法的にも合併が決定するということになると思っております。

委員の皆様には、これまで大変厳しいスケジュールの中に、熱心に、着実に御協議をいただき、期限内に合併の申請ができましたことに、改めて心から感謝を申し上げる次第でござ

います。

平成18年1月1日の新市発足が事実上決定されたとはいえ、調整すべき事項も残されておりまして、今後、合併の準備と併せまして1市2町間の事務の調整を鋭意進めてまいりたいと考えております。

この合併協議会は合併まで存続いたしますし、協議会委員の皆様には引き続き御協力賜ることとなりますが、これからの議論が新市発足に向けて実りあるものになりますように、委員各位の御協力をお願い申し上げまして、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。どうか本日もよろしく願いをいたします。

大久保事務局長

それでは、第11回の合併協議会の議事に入らせていただきます。

すみませんが、座って失礼をさせていただきます。

議長につきましては、合併協議会規約に基づきまして、会長が務めることとなっておりますので、吉山会長をお願いしたいと思います。

吉山会長

それでは、協議会規約によりまして、私がいつものとおり議長を務めさせていただきます。

議事に従いまして、報告事項の報告第1号（協定項目7号）になりますが、新市建設計画の作成に関することから始めます。

事務局から説明願います。

大久保事務局長

それでは、報告第1号（協定項目7号）新市建設計画の作成に関することについて御説明申し上げます。

議案の1ページをお願いいたします。

新市建設計画の作成に関すること。

新市建設計画について、長崎県知事との正式協議の結果、平成17年2月17日付で異議がない旨の回答を受け、別添の「新市建設計画書」のとおり定めましたので報告します。というものでございます。

なお、この別添の「新市建設計画書」につきましては、先に皆様のお手元にお送りさせていただいております。本日は添付を省略させていただきました。

この協議事項につきましては、2月2日の第10回の協議会におきまして、建設計画の素案

の確認をいただきました。そして、その後予定しておりました住民説明会、そして、県知事との正式協議におきまして、その計画書の変更がなければ、協議会の開催を省略し、素案の内容をもって建設計画の決定を行うことを会長に一任いただくとの御了解をいただいております。そんなところで、住民説明会で内容を変更するようなものはなかったことと、さらに、この議案の次の2ページに添付いたしておりますが、2月17日付で県知事から異議がない旨の回答を受けたことから、第10回の協議会で確認いただきました素案の内容によりまして、新市建設計画を定めたところでございます。そのようなことで、このことを協議会で報告し、御承認を求めるものでございます。

以上でございます。

吉山会長

ただ今報告第1号 新市建設計画の作成に関することについて、事務局より素案をそのまま決定とするということでの説明がございました。第10回の協議会での確認事項でございますので、御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、ありがとうございました。御承認いただきましたものとして、建設計画につきましては決定といたします。

次に、議決事項として議案第1号 平成17年度合併協議会会計予算について議題といたします。

事務局から説明願います。

丸形事務局次長

事務局次長の丸形です。よろしく願いいたします。座らせて説明させていただきます。

説明に入ります前に、恐れ入りますけども誤字の訂正がございますので、申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。

8ページをお開き願います。

横向きにさせていただきます、節区分欄の一番下、「14．負担金補助及び交付金」という箇所がありますけども、「14」を「19」に訂正をお願いします。

それでは、3ページに戻っていただきたいと思えます。

議案第1号 平成17年度合併協議会会計予算について。

松浦地域合併協議会財務規程第3条第1項の規定により、平成17年度松浦地域合併協議会会計予算を別紙のとおりと定めることについて、協議会の同意を求めます。

5ページをお開き願います。

議案第1号 平成17年度松浦地域合併協議会会計予算。

平成17年度松浦地域合併協議会の会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,502千円と定めるものでございます。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条 歳出予算の流用でございますが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。

(1) 各項に計上した経費に係る予算額に過不足を生じ、会長が予算執行上必要があると認めた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。

中身につきましては、事項別明細書の方で説明させていただきますので、7ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、1款1項1目・負担金、1節・合併協議会負担金 10,500千円、1市2町均等割でありますので、1団体 3,500千円の負担といたしております。

次に、2款1項1目・県補助金、1節・合併協議会補助金 6,000千円、1団体あたり 2,000千円でありますので、6,000千円計上いたしております

次に、3款の繰越金と4款の諸収入につきましては、科目存置のため、それぞれ1千円を計上いたしております。本年度歳入合計 16,502千円でございます。

なお、3款・繰越金につきましては、平成16年度予算の出納整理期間が5月末日となっておりますので、6月の頭には繰越金が決定いたします。したがって、6月以降の最初に開かれます本協議会に、この繰越金を計上し、負担金を減額する補正予算を作成し、お諮りすることといたしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、歳出でございます。

8ページをお願いいたします。

1款1項1目・会議費 3,190千円計上いたしております。1節・報酬から14節・使用料及

び賃借料まで記載のとおりでございます。

次に、1款2項1目・事業推進費、6,996千円計上いたしております。

1節・報酬でございますが、説明欄の中段に記載いたしております市章選定委員報酬につきましては、この後御協議を予定しております、協議第53号 各市町の慣行の取扱いに関すること（市章の選定について）に係る部分でございます。選定委員として1市2町から各3名出ていただきまして、9名の3回分で計上いたしております。

3段目の特別職報酬検討委員会委員報酬につきましては、協定項目13・特別職の職員の身分の取扱いに関する事の中で、三役、教育長及び議会議員の報酬については、合併までに調整するという事で確認をされておりますので、検討委員として1市2町から各5名の計15名の委員さんを決めさせていただきまして、3回分ということで計上をいたしております。

次に、8節・報償費でございますが、市章の最優秀賞としまして1作品に賞金300千円、優秀賞としまして、4作品にそれぞれ10千円相当の地域特産品の贈呈を予定いたしております。計340千円計上いたしております。

次に、11節・需用費でございますが、この中の2段目、印刷製本費で3,180千円計上いたしております。その中身といたしまして、合併協議会だよりの発行を6回分で1,008千円、それと新市における窓口での手続きや、合併によって変更になる点などを網羅いたしました市民生活便利帳の作成を予定しております。その作成費2,172千円を計上いたしております。

次に、12節・役務費でございますが、2段目の広告料で500千円計上いたしております。新聞への合併広告の掲載を予定いたしておるところでございます。

次に、13節・委託料でございますが、この中の3段目、啓発看板等作成業務委託料450千円につきましては、住民の皆様への啓発を図るため、各庁舎に下げる懸垂幕や看板の作成費でございます。

次に、19節・負担金補助及び交付金でございますが、松浦地域交流促進支援費補助金ということで1,000千円計上いたしております。これにつきましては、今までの協議会の中でも、合併する前からどしどし1市2町間の人的交流を図る必要があるんじゃないかという御意見をいただきましたので、1市2町でのイベント等に住民参加をしかける経費という趣旨で主催団体の方に補助金を支出する方法をとりたいと考えております。

9ページをお願いいたします。

2款1項1目・事務局費6,166千円計上いたしております。3節・職員手当等から19節・

負担金補助及び交付金まで、記載のとおりでございます。

最後に、3款1項1目、予備費150千円計上いたしております。

本年度歳出合計16,502千円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

吉山会長

ただ今議案第1号 平成17年度合併協議会予算について、事務局より説明があったところですが、総額16,502千円ということでした。これより、ただ今の説明について質疑に移りたいと思います。質問、あるいは意見等々あったら。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

異議なしという声がございますが、いかがなものでしょうか。よろしいんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

よろしいですね。それでは、ただ今の議案第1号 平成17年度合併協議会会計予算につきましては、異議なしということで説明のとおり確認をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、引き続き協議事項に移らせていただきます。

協議第52号 今後の協議会の進め方についてを議題といたします。

事務局から御説明願います。

大久保事務局長

それでは、議案の10ページでございます。

協議第52号 今後の協議会の進め方について。

1. 合併協議会の日程について。

合併協議会の日程は、別紙スケジュール予定表のとおりといたしますということで、11ページにその予定表をつけております。この合併協議会の日程につきましては、これまでは原則月2回ということで合併申請に向けたスケジュールを進めてまいりました。今後の協議会につきましては、「合併までに調整する。」とこれまで確認いただきました項目につきまして、事務調整の整ったものから報告し、協議が必要なものは御協議いただきたいと思います。ちなみに「合併までに調整する。」と確認いただきました項目は、24協定項目の中に76

件でございます。

そのようなことで、今後の日程でございますが、先進の事例では、事務調整の進捗を見て、2、3カ月に1回程度で随時開催されているということが多いようでございますが、1、2週間前の案内では、委員さんの予定が重なるということが出てくるようです。そこで、多くの協議会の委員さんの出席をいただくために、この11ページのとおり、前もって日程を予定させていただきたいと考えております。

4月は調整のスタートでございますが、議案になるボリュームがまだ整わないと考えまして、5月から始めたいと考えております。そして、6月と9月は、これは各市町議会の月となりますので除いております。

調整が終了したのから早目に御報告いたしまして、遅くとも10月を目途といたしたいと考えております。11月と12月というのは、合併前後の行事内容等につきまして、皆様におつなぎをしながら進めてまいりたいというようなことを考えております。

それから、実は開催地でございますけれども、これまで持ち回りで開催をいたしておりましたが、合併の申請まで終わりました、一つの区切りがついたということから、交通の便等を考慮いたしまして、これから後は松浦市で開催したいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。これにつきまして、御意見を伺いたいと思います。

この日程の件で、これをお配りいたしました後で事務局の方に意見と申しますか、届いておりますけれども、実は、早速5月25日というのが商工会の県の連合会の総会ということで、ちょっと日程が詰まっておるといようなことでもございました。そんなところで、できますならば1日、前か後ろにずらしたいと思っておりますけど、今日皆様がある程度の御予定がわかっておられれば、できるだけそろそろ日の方で決めさせていただければと思っております。これは次回の日程でありますので、5月の協議会は今日決めておきたいと思っておりますのでございます。

以上で今後の協議会の進め方の説明を終わります。よろしく御協議をお願いいたします。

吉山会長

ただ今協議第52号 今後の協議会の進め方について事務局より説明がありまして、基本的には11ページに記載されておる回数を、5月、7月、8月、10月、11月、12月ということで当松浦市において開催をするという内容でもございました。

それから、加えて12回目の開催になります5月25日については、1日前か後ろにずらした

らという議論をして提案があったところですが、御意見を伺いたと思います。はいどうぞ、大畑委員。

大畑委員

広域の大畑であります、お願いでありますけれども、17年の12月1日に1市2町の社会福祉協議会の合併を予定いたしております。どうして12月1日かといいますと、行政の方が1月1日ではありますが、この法人は登記することによって法人格を有することになります。登記所等が行政各庁が休日の場合には業務はできませんので、1カ月早く12月1日とした訳であります。このことで、皆様方にも今後いろいろとお世話になるかと思いますが、12月1日に理事会、評議員会をし、役員構成をその日に済ませなければならないというふうな規定となっておりますので、この委員さんの中から、場合によっては評議員、あるいは理事の御選任をいただく地域があるかと存じます。つきまして、12月1日の協議会の開催につきましては、日程変更をお願いいたします。

以上です。

吉山会長

先のこととはいえ、社会福祉協議会として重要な日を迎えられるという12月1日、これは避けるような方向で対処すべきだと私も思いますので、この後の日程調整の中で調整をお願いしておきたいな。

今日ここで決めるというのなかなか...(発言する者あり)

はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦市の松瀬です。日程の決め方でございますけれども、会長の方から1日前後にとりたいというようなことでございますが、できますならば、今日一応期日を決定していただいて、それで、その他の問題につきましては調整し合うという形にした方がいいんじゃないかと思えます。後で決めてということでは考え方とか、あるいはいろんな取り組みにつきましても、混乱する危険性があるんじゃないかというように思いますので、事務局の方でできれば今日日程を決めていただきたい、このように思います。

寺澤委員

日程のことですが、5月25日ということが何か流動的な話が出ておるようでございますが、私、これちょっと団体の関係で25日以降は詰まっておる訳でございます。できましたら23日

ぐらいでお願いできたらなと思いますけれども。

吉山会長

これは、12月の分については後ほどというらえ方で申し上げました。5月の分については、もう今日決めておかななくてはならんというらえ方をしておりますので、そういうことで、もう何日もおられん訳ですね。(発言する者あり) はい、どうぞ太田委員。

太田委員

福島町の太田です。5月25日は、私たち森会長と2人だけかぶるものですから、それで、よかったら欠席させていただいてもよかとですけど。25日の日は。2人だけですから。(発言する者あり) 日程の詰まっておればそれでよかじゃないですか。

吉山会長

今それぞれありますから、23日という月曜日の線はどうなんですか...だめ。30日は。(発言する者あり) 事務局サイドとしては、この5月の分は少しでも後ろの方がよさそうだということのようにですが。(発言する者あり)

村田委員

これは、できるだけ全員出席させたがよかと思えますけども、なかなか1人も欠席なかごとするということはできないと思えますけれども、だから、一応ある程度決めた計画に従っていかんと、もう幾らそれは変えたっちゃ事務局は大変かと思えます。なかなか全員出席は厳しいと思えますよ。それぐらいしていかんと、なかなか事務局がやりにくいと思えます。

吉山会長

確かにそういう村田委員のおっしゃるような状況になる訳ですが、どうでしょう。今聞かえてきておる部分をとらえていくと、30日という線でどうかなと思っておるんですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

では、5月の30日ということで変更させていただき、そのことについては村田委員がおっしゃるように、その中から話をしてやむを得ない場合はやむを得んということで進めていくようにしたいと思っております。第12回の協議会は5月30日ということでお願いをいたします。

13回、14回、それ以降の協議会は17回が12月1日、これはやはり避けるべきことだと考え

ております。そのほか、13回、14回、15回、16回では、13回から16回はこの線でもよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

17回の平成17年12月1日ということなんですが、このことについては社協が合併の日程を組んでおられる訳ですので、事情も事情、はっきりしておる訳ですので、これ、ちょっとまだ先のこともありますもので、先ほど松瀬委員はここで決めておいたらということなんですが、あと何回か協議会を開催する中で、このことについては12月1日を避ける形の中で調整をさせていただくということに、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、じゃあそのように取り扱いをさせていただきます。

場所についてはいかがですかね。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、今の順回りの協議会につきましては、もう一区切りついたということで、松浦市で開催をするということで御確認をいただきました。

それでは、そういうことで今後とも大変皆様方には御苦労をおかけする訳ですが、それぞれの日程に合わせて対処方お願いを申し上げます。(「議長、日程じゃないですけど、ちといいですか」と呼ぶ者あり) はい、どうぞ。

寺澤委員

一応ここに6回予定をされておりますね。ところが、先ほどの説明では24協定項目の中で76件というような、まだ今後合併まで調整をするということになっておるということですが、この76件について、大体先ほどの説明では、10月には大体ほぼ合併の一連の項目については完了をいたすということになられますと、4回しかない訳ね。これで、大体いけるという判断をされておるんですか。やはり、かなりまだ大事なものが私は積み残されておるという感じがする訳ですが、そこら辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

大久保事務局長

一応、現時点におきましては、この4回でいきたいと思っております。できるだけ12回、

13回、この前半でできるだけ出せるような努力をしていきたいというふうに考えております。

吉山会長

今、寺澤委員の御指摘は、76件からの協定が4回程度のもので済むかどうかという御懸念でございます。私としては、もう前倒しでこの協定議題を出すようにしながら、このようにこの4回でという考え方を持っておるんですが、場合によってはやっぱりその協議の進捗によって弾力的に考えんといかん部分もあるのかなという思いは持っております。そういうことで、臨機応変にということで、臨時の部分もあり得るということをご想定しておいていただきたいなと思います。はい、どうぞ。

寺澤委員

そういうことであれば結構なんですけれども、それもスケジュールに組み込まれた中でやっていくということになりますと、お互いで協議したものが、やっぱり大事なものが、特に住民・市民サイドにかかわる問題で難しい。もちろん財政の問題も十分配慮していかないといいませんが、そういうことで十分内容によっては柔軟性を持った日程を加えていくということであれば結構です。よろしくお願ひしたいと思います。

吉山会長

是非、そういう4回程度でほぼ調整が終わるようにしていきたいと思いますが、臨時に協議会をせざるを得んケースもあり得るということをご、それぞれ御認識を賜りたいと思います。

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。先般、住民説明会及び松浦市においては懇話会が開かれた訳ですけども、まあ、鷹島、福島もそれぞれ説明会はあったかと思いますが、鷹島、福島についてはよくわかりませんが、松浦においては今積み残している課題の部分について再度懇話会及び住民説明会の要求がっております。したがって、その辺のところについて、どれぐらいの日程をめぐりに考えておられるのか、その辺のところを少し、わかれば教えていただけませんか。

吉山会長

この問題は協議会のごことであって、当然協議会での進捗度合いを考慮しながら、松浦市として考えていくという意向になってこようかと思ひます。その意味で申し上げますと、秋ということをご一つ想定しておりますので、大体この日程でいくと、14回ぐらいで一つの流れというのが見えてくる、その上に立って進められるものと、そういうことを想定できるものと

いうことで考えているところでございます。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、協議第52号の日程どおり予定につきましては御確認をいただきまして、引き続き協議第53号（協定項目18号）ですが、各市町の慣行の取扱いに関するところで、市章の選定の部分について議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

末吉総務部会長

それでは、協議第53号 各市町の慣行の取扱いに関するところについて御説明申し上げます。私、総務部会の末吉と申します。よろしくお願いいいたします。

説明に入ります前に、誤字の訂正がありますので、よろしく修正方を願いいいたします。

お手元の議案の13ページ、上から9行目、(1)とありますけれども、「まちづくりの基本理念“産業創造！時代へ漕ぎ出す松浦市」とありますが、中段の「時代へ」の時代の「時」を「次」の漢字の方に改めていただきたいというふうに思います。それから、同じく16ページの上から3行目、(1)の同じく「時代へ」の「時」の字を「次」の漢字に直していただきたいと申します。

それでは、改めまして議案第53号 市町の慣行等の取扱いに関するところに係る市章の選定について御説明をいたします。

議案の方をご覧いただきたいと申します。

各市町の慣行の取扱いに関するところのうち、市章の選定について、別紙のとおり提出するというものでございます。

四角囲みの中ですが、市章の選定については、公募によることとし、募集要項及び選定基準については、別紙のとおりとする。という協定案でございます。

それでは、13ページの方をお開きいただきたいと申します。

各市町の慣行等の取扱いに関するところにつきましては、第2回協議会並びに第3回協議会におきまして、市章の制定に関しましては、調整内容といたしまして、市章については合併までに調製し、合併時に制定すると確認が行われたところであります。

このことを受けまして、今協議会に市章調製の取り組みについて、総務部会として協議調

整を行いましたので、今後の進め方について御提案を申し上げるものでございます。

先の協議会では、この市章の制定に関しましては、協議会での意見を参考に、部会並びに幹事会で募集要項等を作成し、その内容については協議会にお諮りをし、その御意見を参考に調製作業を進めていくことで確認をいただいたものであります。

また、併せて公募の範囲とか専門家への委託、あるいは経費的な観点から、現在の市町章を活用したらどうかなどの御意見があったところでありましたので、これらを再度部会で検討し、これから説明いたします公募による市章デザイン募集を行い、最終的にはこの協議会で決定していただくことといたしております。

では、議案の次のページに記載しております、新市「松浦市」の市章デザイン募集要項（案）について御説明を申し上げます。

まず、第1に募集の目的ですが、松浦市、北松浦郡福島町、同郡鷹島町の1市2町は、平成18年1月1日に合併して新市「松浦市」が誕生します。これに伴い、新市の市章のデザインを公募し、まちづくりの基本理念にふさわしい市章を制定することにいたしました。といたしまして、新市の建設計画の基本理念に沿ったデザインの選定を基本に調製作業を進めることといたしております。

次に、デザインの仕様にあたりましては、募集する市章のデザインは、次のとおりです。といたしまして、まず、まちづくりの基本理念“産業創造！次代へ漕ぎ出す松浦市 - 自然のめぐみを活かした「個性」きらめく「交流」と「ぬくもり」のあるまちづくり - ”にふさわしい市章であること。

次に、市旗、徽章等にも使用できるデザインであること。

次に、グラデーション。これは、ぼかしを入れたり、色の濃さを段階的に変えることでありまして、この技法を用いたデザインの場合は、活用する上で不的確な要素があるだろうということから、この使用は不可といたしております。

次に、自作の未発表作品に限りますとしております。

次に、募集の方法について、以下のように記載しております。

まず、募集方法は、公募とします。

さらに、募集期間は、平成17年5月1日から同年6月30日までで、期間内の必着ですといたしております。

募集に係る広報につきましては、1市2町の住民に対しましては、市町の広報紙配布時を

利用いたしまして、域内全世帯に募集要項と応募用紙を配布し、広報紙、または合併協議会だより等で周知を図りたいと考えます。

また、合併協議会ホームページに公募内容を掲載するとともに、新聞、雑誌等のメディアを可能な範囲で活用し、広域的な周知を行っていきたいと考えます。

次に、公募の方法についてですが、応募の条件と方法は次のとおりです。

どなたでも、何点でも応募できます。

また、応募は、所定の応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4版白色用紙を縦長で使用し、用紙1枚につき1作品とします。とし、さらに、応募にあたっては、用紙に住所、氏名、年齢、電話番号及びデザインの趣旨を記入してください。いずれも必ず記入してください。記入が無い場合は、無効とします。といたしております。

次に、応募の方法ですが、応募は、封書による郵送といたしております。としまして、郵便による応募を基本としまして、ただし、域内住民に対しましては、その利便性も考慮いたしまして、なお、松浦市役所総務課又は同市の各支所並びに福島町役場の総務課、鷹島町役場の総務課に直接持参して提出することもできます。といたしております。

応募先については、松浦地域合併協議会事務局といたしております。

次に、応募作品のうち、協議会で決定する採用作品の候補として5作品を、後ほど説明いたします選定委員会で選定することといたしております。この5作品については、次の賞金等を贈呈してはどうかという内容でございます。

最優秀賞、つまり採用作品に対しましては、賞金300千円を、また、優秀賞としまして、残る4作品に10千円相当の地域特産品を贈呈するものであります。

この賞金の額に関しましては、こちらの議案集の最後のページに、県下における他の合併先進地における賞金額の比較を表としてご覧いただきますと、合併後の人口1人当たり10円を算定基本として額の決定をしている先例を参考に、松浦地域の合併による人口規模から試算いたしまして、300千円で妥当な額ではないかと考えたものであります。また、他の4作品に対しましても、佳作に相当する対応といたしまして、10千円相当の地域特産品を贈呈することといたしております。

入賞者に対しましての発表につきましては、松浦市、福島町及び鷹島町の広報紙、並びに松浦地域合併協議会だより及び同協議会のホームページで発表するとともに、最優秀賞者及び優秀賞者に通知します。といたしております。

次は、採用作品に対する著作権の扱いについてですが、採用作品に関する一切の権利は、松浦地域合併協議会及び新市に帰属します。

また、応募作品は返却しません。

次に、採用作品の使用にあたっては、作品に若干の変更を加えたり、モノクロ等の単一色で使用する場合があります。

さらに、全国的に合併自治体が誕生する時期にあたりまして、市章の新規デザインがかなり出てくるのではないかとすることも予想されます。このため、類似作品の有無については候補作品選定の折に調査をすることといたしておりますが、著作権に係る要件の一つとして、採用作品が、他の著作物の著作権を侵害するおそれがある場合は採用を取り消す場合があります。といたしております。

次のページには、募集に係る応募用紙の様式をご覧のとおり定めております。

次に、選定基準（案）について御説明いたします。

次のページをご覧いただきたいと思えます。

まず、募集する市章のデザインに関してですが、これは先ほどの要項（案）で御説明しましたとおりでございます。

次に、応募がありましたデザインの選定方法について、以下のように取り扱いたいと考えます。

まず、公募締め切り後、応募作品の集計を合併事務局において行う。といたしております。

次に、候補作品の選定を行うために選定委員会を設ける。といたしております。

応募作品の集計をもとに、選定委員会は5作品を最終選考作品として選定し、作品ごとに選定理由を付して合併事務局に報告する。ということにいたしております。

次に、選定の方法については、応募数の状況により、その選定作業の方法も検討する必要があると思われるので、選定委員会と合併事務局にて協議の上、別に定める方法によって選定を行うというふうにしております。

次に、合併事務局は、最終選定5作品を報告書により合併協議会に提案し、合併協議会において5作品のうちより1作品を市章の採用作品として決定することといたしております。

次に、選定委員会の設置につきましては、次のとおりと考えております。

選定委員会は、各市町からそれぞれ推薦された次に掲げる選定委員9名を以って構成する。ということで考えております。

その構成に関しましては、合併協議会委員の内より、各市町それぞれから推薦を受けた者3名と、市町それぞれが推薦したデザインに関する識見を有する者おのおの2名の6名で設置してはどうかと考えております。

次に、この市章調製に係る今後のスケジュールでございますけれども、募集広報や応募用紙等の準備期間として4月の1カ月を予定し、募集期間を5月1日から6月30日までの2カ月間設定しております。先ほど説明しました選定委員会の設置時期を6月ごろと考えます。

次に、選定委員会による選考作業期間として、7月の1カ月間を予定し、合併協議会への報告と決定の時期を8月に開催予定の協議会でできないかというようなスケジュールを立てております。

できるだけ早い時期に新市の市章デザインを決定し、平成18年1月1日の新市誕生時には、市旗ほか新市を象徴する市章としてこれが活用できるよう取り組んでまいりたいと思います。そういうことで、今回の御提案といたすものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

吉山会長

ただ今協議第53号 各市町の慣行の取扱いに関する事ということで、市章の選定について提案があったところです。これにつきましては、13、14、15ページまでの内容と、16ページ、市章デザイン選定基準（案）の二つに仕分けをして議論を進めたいと思います。

まず、募集要項（案）について、質問を受けたいと思います。はい、どうぞ。

松永副会長

前回の協議会の中で、松浦市の市名を決定する際に、いらんことして金使うなと言っていたんですけど、松浦市って何で入れんで、北松浦市にしたらとんでもない金が要るんだから。その際に、市章も今のままでいいじゃないかという意見があったんですね。そういう意見が幾らかでもあるとすると、もう応募規定というのは、何か変なことになりやせんかなと思いますよ。どうなんですかね。今のままの市章で何でいけないんだと。松浦市で一緒じゃないかと。ということになるとまたおかしくなりますが、その点、皆さん統一できますか。いらん金使うなと言われる。

吉山会長

公募をして新しい市章を決めますというのは、今日までの協議会の経過の中で、実は確認をして今日に至っているという経過がありますね。

宮本正則委員

それよりも、北松浦に決まって、そして賞金まであげたいね。それがボツになったとやる。それならば、ボツで考えんばっちなかと。(発言する者あり)

吉山会長

はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。今、会長、これまでの経過の中で公募をすることが決まったとおっしゃいましたが、そうじゃないと思うんですよ。前回の協議の中で、この市町の慣行のことについては、今後合併までに調整をするということで決定をしておいた訳ですね。その際に、今副会長おっしゃるように、その中でも現行の「松浦」という名前を使ったらどうだろうかということで、費用もかかるのでどうかという議論はございました。そのときに、そういったことを踏まえて、これまでの情勢の中で事務局から公募してはどうかという提案が今されている訳ですから、それを踏まえて、だから、副会長が御心配なさっているように、そのことを今ここで議論すればいいんじゃないかなと思うんですが、私もそのときに、私どもの議会の中で、市名が変わらないのであれば、今の現行の松浦市の市章を使ってはどうだろうかという意見がありましたので、そういったことを申し上げておりました。ただ、そのことが、新市を発足する場合にかかってどうなるかどうか。やはりこの協議会の中で新市にふさわしいものをつくろうということであれば、決定をすれば、それはもうそういうことで決定をして、新市に向かってこういった形になりましたというのは、我々の報告をしていく義務が生じると思いますので、まずここで十分議論をすればいいんじゃないかなと、そのように思います。

吉山会長

先ほど私が申し上げました議論が答弁のことで、今日までの経過としては、公募という議論もあり、そのままで使ってもいいんじゃないかという議論もあった。そのことを踏まえて、今後合併協議会で調整をしていこうということです。部会としての作業として、ただ今公募ということで、この募集(案)というものを下させていただいているところでございます。

改めて、そういうことを踏まえて協議をお願いしたいと思いますが、副会長の方からは後でまたごちゃごちゃなって、無駄になることもあるんじゃないかということ、友田委員からは、そういうことを協議会の中で踏まえて結論を出したとすれば、そのとおりに進めていく

べきだということで、そういう御意見でした。どうですかね。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

前の1市5町の経過は見ていかじゃ、私はそのように割り切って考えるということじゃないと思っています。ただ、新市の名前については、もちろん松浦市ということで決まりましたね。あと、問題は市章の問題ですから、私は、結局福島町さん、鷹島町さんを含めた新しい松浦市という形に生まれ変わるわけですから、松浦市を3カ月間考えるということでもめる状況とは私はただ、新しい、やっぱり松浦市として発足していく訳ですから、私はあくまでも、これならばそういうイメージにかなった市章というものを公募で募集して選定をする必要がないかと、このように考えておるものでございます。

以上です。

吉山会長

その他。池水委員。

池水委員

松浦の池水です。前回この内容について、経過の中では、公募ということに関してはいろんな意見が出たかと思うんですね。例えば、専門屋さん任せの方がいいよという意見とか、公募するに当たっては、じゃあ域内に限ろうとかそういうような意見もいろいろ出たかと思うんです。したがって、事務局の方でこういう形の公募にしたということの理由を少し聞かせてもらえたらなと思いますね。今回こういう形で提案をされているので、なぜこういう提案になったのかというような形の説明、そこら辺のところ、もう少し説明していただけないかなと思うんですよ。

末吉総務部会長

そうですね。それでは、総務部会で話し合っただけで今回の御提案申し上げている公募方式を提案しました内容についてですけども、今回の公募を行うことによりまして、合併ということを地域住民に知らしめるということですか、新市の誕生を地域住民にある意味で意識させることができるのではないかとということで、ちょうど寺澤委員がおっしゃったようなことと同じことです。そういうことによりまして、合併による住民意識の刷新が少しでも図れるのではないかなと。それから、公募を行うことによりまして、住民参加の合併だということを広くアピールできるというふうに考えました。

それから、お手元の議案の最後のページに他の合併先進地の例がありますけれども、すべ

て公募をしてとっております。他の合併先進地でもいろんな議論があったかと思うんですけども、一応先進地としても公募方式をとっておりますので、これに倣うという一定の方法も妥当ではないかなと、そのように考えました。

それから、合併を機会にということ、新市の市章を調製する、つくることによりまして、幾らかの新市誕生にちなんでの機運が醸し出せるのではないかというふうに考えます。

それから、今回御提案申し上げた内容ですけども、実は、地域住民には市報等の配布時等の機会を使ってとか、市町の広報紙を使うとかいう形、それから、合併協議会のホームページ等を使っての広報ということで、従前ほかの地域の例でいいますと、ポスターをつくって全国に周知して対応するとかいうことがありましたけども、そういうことは除いて、できるだけ経費的にも抑えた形で募集の広報を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

吉山会長

よろしいですか。田島委員が先ほど、はい。

田島委員

鷹島の田島です。この市章の募集の仕方、私はこれでいいと思います。私は賛成です。

理由として、やはり今までの松浦市という市章を使っていいじゃないかという話も確かにあったと思うんですけども、やっぱり1市2町で合併する訳でございますので、やっぱり市章ぐらいは、新しく1市2町をイメージした市章にするのがいいんじゃないかと、それをこのような形で募集することには私は異議ございません。このようにしてほしいと思っております。

以上です。

松永副会長

ちょっと質問。ほか4点でですね、それも商標登録するんですか？ そうしないと……1点だけ。

末吉総務部会長

募集して集まったデザイン案の方から、(「あと4点……」と呼ぶ者あり)協議会に諮る公募作品として5点を選んで、その中から、最終的に協議会の中で1点を絞って、それが最終的な採用作品ということで、新市市章のデザインになります。

松永副会長

あとの4点は商標登録しないんですね。

末吉総務部会長

しません。

吉山会長

他に。はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。これは本論から少し外れるかもしれませんが、前回大変松浦では問題を醸した問題でございますが、決定後の賞金授与、表彰というのをなさると思うんですが、それらについてはどのように取り計らうお考えでございますか。

おそらく、これらは市民の中のまた質問事項として出てくるんじゃないかというふうに思います。というのは、前回のことがございますので、非常に関心はその辺には持たれておるというふうに感じますので、あえてお伺いいたしたい。

末吉総務部会長

総務部会の方としては、現在のところ新市市章のデザインを募集して、これを協議会で決定してからというところまでございまして、実際それを決定した内容について賞金をあげるとか（発言する者あり）そういう実際新市として告示そのものが新市発足時ということで、18年の1月1日付で、これが新市の市章のデザインということで公表をする訳ですけども、一応流れとしては、当初から新市になり次第いろんな場所で市章を活用したいというふうには考えております。（発言する者あり）

先ほどスケジュールで述べましたように、一応8月前後の協議会で決定をいただく訳です。ですから、決定はする訳ですけども……

吉山会長

はい、わかりました。そのことについては、決定を協議会として8月の段階で行う。その折に慎重にどのような内容にするのか検討いたしまして、そういうことで。他に。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、協議第53号のうち、新市「松浦市」の市章デザインの募集要項（案）について

は、広く公募をし、賞金300千円の1番だけは、これを確認をしていただいた。なお、このことについては決定の方法につきましては、協議会の中で進めさせていただくこととなりますが、このことについて、これから選定基準（案）について御議論いただきたいと思います。

どうですか。先ほど部会長が説明をいたしました選定基準（案）でよろしゅうございますか。（「あと一つ」と呼ぶ者あり）

池水委員

選定委員会の構成なんですが、非常にデザイン性に関する問題ですから、そこらあたりの選定委員に関してもう少し具体的な形をイメージ、どういう方を選定委員としてイメージされているのか、もう少し聞かせてもらえませんか。ただ単なる好き嫌いで決める訳にもいかんのではないかなと思っておるんですけども。

末吉総務部会長

協議会側の中から3名様と、市町それぞれから2人ずつの6人で、都合9人の構成ですが、市町それぞれの選定は、市とか町それぞれにお任せしたいと思いますけれども、一応予定というか考え方としましては、ある程度こういうデザイン的なもの、美術的なものに通じていらっしゃる方というふうになりますので、現在のところ想定されますのは高校の美術の先生とか、それから、市町それぞれにデザイン業を営んでいらっしゃる看板屋だとか、そういうものを営んでいらっしゃる職人さんとか、そういう方たちを一応想定しているということで考えております。

吉山会長

いいですか。

池水委員

そんなんでいいんですか。もう少しやっぱりきちっとしたプロをつけた方がよくないですか。先ほど看板屋さんとおっしゃいましたけど、看板屋さんは字を書くのであって、デザイン屋さんじゃないんです。実際にサイン屋さんというふうになると、そういうロゴとか何とかを提供されているところは、何かあろうと。ところが、鷹島と松浦というのの中で、例えば看板屋さんとかの話になると、そういうロゴとかそういう部分の経験がある方など、僕はまずなかと思うんですね。

以前はお話したかと思うんですが、そういうものについては、それなりのプロフェッショナルという部分があって、その辺の中で、例えば民間の場合、会社のマークとかを決める場

合はそれなりのところに頼んでつくってもらうとかやっている部分がある訳です。ところが、今の意見だと、学校の美術の先生とか地元の看板屋さんが審査員という話になると、どうでしょうかね。そんなに、片方では格式張っているいろいろな形と言いながら、選んだものについてはそんなに誇りが持てるのかなという気がしているんですけども、もう一遍審査員については検討された方がよくなかでしょうか。

末吉総務部会長

はい、一応そういうつもりであります。

吉山会長

イメージとしてそういうふうなイメージを今頭に置いておるんだけど、これから選定委員会を設置する日が6月という予定でございますので、5月募集期間等々の中で、今御意見等々を踏まえた対応がどうあるべきかというイメージから具体的な選定ということで作業を進めていくということ、そういうことでいいですね。今の御意見を踏まえながら。はい、寺澤委員さん。

寺澤委員

今の池水委員のお話、私もほぼ一致するということでお尋ねしようと思っておった訳です。ただ、確かにこの合併協議会の中で最終的に結論を出していくということについては、それはよかと思いますが、やっぱり、ただ単なる市章という形じゃございませんので、やはりそれについてはかなりその筋に詳しい方々の意見というものを交えた中でひとつ進めていただきたい。特に、今どなたか、この協議会の中から誰がこれに出られるかわかりませんが、私どもは全くの素人でございまして、そういうものはなかなか十分勉強もしておりませんから、十分そういうところを配慮して、将来に残る市章でございますから、十分検討を加えた中で選定委員についてもひとつ検討をいただきたいということをお願いいたしておきます。

吉山会長

池水委員同様の御意見として踏まえておきたいと思えます。

その他。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、新市「松浦市」市章デザイン選定基準（案）につきましては、大方私たちの意見を踏まえた選定委員の選定を進めていくということを含んで確認をしてよろしゅうござい

ますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、13ページから17ページまでですけれども、協議第53号全体として、原案のとおりまとめてよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、ありがとうございました。そのようにさせていただきます。

そうしましたら、本日の協議事項は終了しました。事務局、何かあれば。

大久保事務局長

それでは、その他の項目に行かせていただければと思います。2点だけ御連絡を申し上げたいと思っております。

実は、昨年9月に協議会を設立されてから、その後、福島町と鷹島町内の公共施設巡りを済ませておった訳でございますけれども、まだ松浦市の分が済んでおりません。その辺のところ、次回の協議会、5月30日でございますけれども、このときに一応予定をさせていただこうかなと思っております。

それと、もう一つございますが、実は、協議会発足以来委員の皆様方には今日まで大変御苦労をおかけいたしておりました。それで、まだ一回の懇親会も持っておりませんで、今まで何回となく御意見を賜っておった訳でございますけれども、これにつきましても、次回5月30日の協議会のときに予定をさせていただこうと思っております。そのようなところで、皆様はその予定で当日はおいでいただきますよう、また、それぞれ町の方にもそういうふうなことで、委員さんの足の確保をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

では、松浦市内で行いますので、後ほどこの場所等につきましては御案内をさせていただきますと思っております。

以上でございます。

吉山会長

よろしゅうございますね。皆さん方から特に質問、御指摘ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

ありませんね。それでは、以上をもって第11回松浦地域合併協議会を閉じさせていただき、これから先もまた大変御苦勞をおかけする訳でございますけれども、よろしく願いを申し上げまして閉会といたします。ありがとうございました。

午後 3 時16分 閉会